

郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱

昭和 54 年 12 月 20 日制定

平成 26 年 5 月 20 日最終改正

[農林部農業政策課]

(趣旨)

第 1 条 市は、希望のもてる農林業の振興を図るため、農業協同組合、農家組合、農業生産組合、土地改良区その他の団体等又は農業等を営む個人（以下「補助事業者等」という。）に対し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で、補助金及び交付金又は元利補給金（以下「補助金等」という。）を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第 2 条 補助金等は、補助事業者等が別表に掲げる補助等対象事業を行う場合、当該事業に要する経費について当該補助事業者等に対して交付するものとし、その額は、同表に掲げる額とする。

(交付申請)

第 3 条 補助金等の交付申請は規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に別に定める書類を添付して別に定める日までにを行うものとする。

2 前項の添付書類は別表に掲げる補助等対象事業ごとに作成するものとする。

(補助金等交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業費又は事業量の 10 分の 2 以上に変更すること。
- (2) 事業費を事務費に変更すること。
- (3) 事業種目及び購入品目等を変更すること。
- (4) 施行箇所又は設置場所等を変更すること。

2 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等を目的外に使用してはならないこと。
- (2) 補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 10 年間保存しておかなければならないこと。ただし、別に定めるものを除く。
- (3) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等交付の目的に従って、その効果的な運営を図らなければならないこと。

3 市長は、補助事業等の性質に応じ、前項に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

(交付決定前の事業着手)

第5条 補助事業者等は、第3条第1項の規定による交付申請後において、次の各号のいずれにも該当するときは、補助金等交付決定前に当該補助対象事業に着手することができる。

(1) 当該事業の着手が交付決定後に行われることにより事業の完了時期が予定より相当遅れ、その事業の効果が直ちに発生せず、翌年まで遊休化するおそれのあると認められるとき又は気象等の関係から直ちに着手する必要があると認められるとき。

(2) 補助事業者等が次の条件のいずれも承諾していること。

ア 事業着手後であっても補助金の不交付の決定又は申請額に達してない補助額交付の決定がされる場合があること。

イ 事業着手から補助金の交付決定があるまでの期間は、事業計画の変更は認められないこと。

ウ 事業着手後に天災、地変等により損失を生じた場合は、自己の負担により復旧すること。

2 前項の規定により補助対象事業に着手しようとする者は、指令前着手届を市長に届け出なければならない。

(変更等承諾申請)

第6条 規則第9条第1項に規定する必要と認めて指示する書類は、別表の事業の欄に掲げる事業ごとに作成するものとする。

(概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金等を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業等の実績報告は、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に別に定める書類を添付して当該事業が完了した日から起算して2箇月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日(補助金等の全額が概算払により交付された場合は、補助金等の交付のあった日の属する年度の翌年度の5月20日)のいずれか早い期日(市長が事業の遂行上必要があると認めて別に期日を指定した場合において、当該指定した期日)までに行うものとする。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合は、報告は要しないものとする。

2 前項の添付書類は別表に掲げる補助等対象事業ごとに作成するものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

(2) 補助事業等の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助事業等に係る財産の制限の期間と同じ期間とする。

2 規則第20条2号及び第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が10万円以上の

ものとする。

- 3 市長は、規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分し、収入があった場合において、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

附 則

(執行期日)

- 1 この要綱は、昭和 54 年 9 月 1 日から施行する。
(農家組合育成補助金交付要綱等の廃止)
- 2 附則別表に掲げる要綱は、廃止する。
(経過措置)
- 3 昭和 53 年度分以前の補助金等については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の執行の日の前日までにこの要綱による廃止前の要綱の規定によりなされた昭和 54 年度分の補助金等に係る申請その他の行為でこの要綱に相当の規定があるものは、この要綱の相当の規定によりなされた申請その他の行為とみなす

附 則

この要綱は、昭和 54 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 6 月 26 日から施行

附 則

この要綱は、平成元年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 5 月 1 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 8 年度以後の年度分の補助金について適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、規則第 17 条から第 20 条までの規定および改正後の要綱第 4 条第 2 項第 2 号及び第 8 条の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 6 月 10 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 8 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、改正後の要綱の規定にかかわらず、規則第 17 条から 20 条までの規定並びに改正後の要綱第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 8 条の規定を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 10 月 1 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 8 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 10 月 14 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 8 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 10 月 15 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 8 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 3 月 7 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 8 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 8 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、改正後の要綱の規定にかかわらず、規則第 17 条から第 20 条までの規定並びに改正後の要綱第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 8 条の規定を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 9 月 18 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 9 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 9 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、改正後の要綱の規定にかかわらず、規則第 17 条から第 20 条までの規定並びに改正後の要綱第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 8 条の規定を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 10 年 8 月 10 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 10 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 10 月 6 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 10 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 10 年 11 月 5 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成 10 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の期日の日前に改正前の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、改正後の要綱の規定にかかわらず、規則第17条から第20条までの規定並びに改正後の要綱第14条第2項第2号及び第3号並びに第8条の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、改正後の要綱の規定にかかわらず、改正後の要綱第8条の規定を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年6月22日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成11年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成11年10月4日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成11年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月31日から施行し、改正後の要綱は、平成12年度以降の年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定により補助金の交付の決定に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月27日から施行し、改正後の要綱は、平成12年度以後の年度分の補助金について適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定により補助金の交付の決定に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月31日から施行し、改正後の要綱は、平成13年度以降の年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定により補助金の交付の決定に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、改正後の要綱は、平成14年度以降の年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定により補助金の交付の決定に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年11月1日から施行し、改正後の郡山市農林業推進事業補助金等交付要綱の規定は、平成14年度以後の年度分の補助金から適用する。

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定により補助金の交付の決定に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 1 月 6 日から施行し、改正後の郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成 14 年度以後の年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定により補助金の交付の決定に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年度 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定による補助金の交付の決定に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定による補助金の交付の決定に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 12 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定による補助金の交付の決定に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定による補助金の交付の決定に係る補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 17 日から施行する

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定による補助金の交付の決定に係る補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定による補助金の交付の決定に係る補助事業によ

り取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定による補助金の交付の決定に係る補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定による補助金の交付の決定に係る補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定による補助金の交付の決定に係る補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定による補助金の交付の決定に係る補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 11 月 12 日から施行し、平成 25 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 12 日から施行し、平成 25 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 20 日から施行し、平成 26 年度以後の年度分の補助金について適用する。

別表

その1 農業政策課

補助事業等	補助等対象事業及び補助等対象経費	補助額
中山間地域等直接支払事業	中山間地域等における耕作放棄地の発生防止と農業の維持的発展を促すとともに、農村等が有する多面的機能の維持保全を図るため、必要な集落活動に要する経費並びに耕作者への直接所得補てんに係る経費	予算の範囲内で定める額
山村振興農林漁業対策事業	振興山村地域及び特定農山村地域において、農林漁業の振興や生活基盤の改善のため、農業協同組合、農業者の組織する団体等が計画に基づいて実施する事業に要する経費	予算の範囲内で定める額
冷害対策農業共済損害評価促進事業	冷害による農作物の損害評価に要する経費	対象経費の2分の1以内の額
生産コスト削減支援対策事業	営農集団等が直播拡大により削減されたコストや労働時間を利用して、規模拡大や他作物の導入等を促進するのに要する経費	予算の範囲内で定める額
経営所得安定対策導入推進事業	郡山市農業再生協議会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 経営所得安定対策の加入申請及び現地確認等 (2) 担い手農業者の育成及び確保	予算の範囲内で定める額
郡山市特産品づくり推進協議会事業	郡山市特産品づくり推進協議会が行う農産物等の資源を活用し、付加価値の高い特産品づくりの開発に要する経費	予算の範囲内で定める額
郡山市葉たばこ振興協議会事業	葉たばこ産地の維持向上を図るため、郡山市葉たばこ振興協議会が行う葉たばこ振興活動事業に要する経費	予算の範囲内で定める額
国営郡山東部地区営農推進協議会事業	国営郡山東部地区営農推進協議会が行う、国営郡山東部地区総合農地開発事業実施地域の営農推進に要する経費	予算の範囲内で定める額

ふくしま農地再生支援事業	農業協同組合又は営農集団等が、遊休農地の農業的利用や農地保全的利用を促進するために要する経費 (1) 抜根、整地等の実施 (2) 管理機械等の導入 (3) 初期生産資材等の購入	対象経費の10分の4以内の額
農山漁村活性化プロジェクト支援事業	「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(国庫)を活用し、農林漁業の振興、就業機会の増大、農山村の生活環境の確保、都市等との地域間交流の促進等に取り組む事業に要する経費	予算の範囲内で定める額
郡山ふるさと田舎体験協議会事業	市内グリーンツーリズムの総合窓口として、「子ども農山漁村交流プロジェクト」への取り組みやグリーンツーリズム推進に関する事業を行う郡山ふるさと田舎体験協議会の運営に要する経費	予算の範囲内で定める額
経営体育成交付金事業	認定農業者が農業経営の改善を図るために必要な能力の向上を目指して受講する研修会等への参加に要する経費	予算の範囲内で定める額
農業経営改善スキルアップ支援事業	認定農業者が農業経営の改善を図るために必要な能力の向上を目指して受講する研修会等への参加に要する経費	予算の範囲内で定める額

別表

その2 園芸畜産振興課

補助事業等	補助等対象事業及び補助等対象経費	補助額
農作物災害対策事業	気象災害により農作物等に被害を受け、その再生産対策のために農業協同組合又は営農集団が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 樹草勢回復用等肥料購入 (2) 病虫害防除事業 (3) 種子種苗等購入事業 (4) 農業用施設復旧資材購入事業	標準事業費の3分の2以内の額 標準事業費の3分の2以内の額 標準事業費の3分の2以内の額 標準事業費の3分の2以内の額

病虫害防除対策事業	農業共済組合等が行う、次に掲げる事業に要する経費 (1) 水稲防除推進事業	予算の範囲内で定める額
強い農業づくり交付金事業	「強い農業づくり交付金」(国庫補助)を活用し、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、食品流通の効率化・合理化等に取り組む事業に要する経費	対象経費の10分の6以内の額
肉用牛改良増殖事業	農業協同組合等が計画的に実施する肉用育成雌牛の購入に要する経費 (1) 導入型 (2) 優良牛保留型	対象経費の10分の2以内の額 予算の範囲内で定める額
優良乳用雌牛導入奨励事業	農業協同組合等が計画的に実施する乳用雌基礎牛の購入に要する経費	対象経費の10分の2以内の額
肉用牛肥育経営安定事業	農業協同組合等が計画的に実施する肥育素牛の購入に要する経費	対象経費の10分の1以内の額
酪農ヘルパー事業	農業協同組合等が行う酪農ヘルパー事業の運営に要する経費	予算の範囲内で定める額
畜産共進会事業	農業協同組合等が行う畜産共進会事業の運営に要する経費	予算の範囲内で定める額
公益財団法人郡山市観光交流振興公社運営事業	公益財団法人郡山市観光交流振興公社が畜産振興のために自ら行う事業の運営に要する経費 (1) 家畜改良増殖に関する事業 (2) ふれあいに関する事業 (3) イベントに関する事業 (4) 調査研究、実証展示に関する事業	予算の範囲内で定める額
遊休農地解消畜産活用事業	農業協同組合又は任意組合等が遊休農地の畜産的利用や農地保全的利用を促進するために要する経費 (1) 電気牧柵等資材の購入費 (2) 素畜導入費	対象経費の10分の6以内の額

産地生産力強化総合支援事業	<p>農業協同組合又は営農集団等が、園芸特産作物の産地体制強化及び高度技術や持続性の高い農業生産方式の導入、水田を活用した食料自給力の向上を図るために要する経費</p> <p>(1) 園地・園芸施設整備、農作物被害防止対策施設等</p> <p>(2) 種苗導入</p> <p>(3) 水田活用に要する機械等導入</p> <p>(4) 推進事業</p>	対象経費の10分の6以内の額
生産高度化土壌条件整備事業	農業協同組合又は営農集団等が不良土壌を改善するための心土肥培に要する経費	予算の範囲内で定める額
内水面漁業振興事業	漁業協同組合等が内水面漁業を振興するために行う魚族確保事業に要する経費	予算の範囲内で定める額
	漁業協同組合等が内水面漁業を振興するために行う鯉生産対策事業に要する経費	対象経費の2分の1以内の額
農業用使用済プラスチック適正処理推進事業	農業協同組合等が、農業用使用済みプラスチック等の回収及び適正処理推進に要する経費	対象経費の2分の1以内の額
消費・安全対策交付金事業	農業協同組合等が、消費者の健康被害を未然に防止するため、農畜産物・農用地の土壌等における放射性物質の濃度を把握し、農畜産物等の安全確認を行うとともに、今後の対策に資するために必要な検査機器の整備等に要する経費	対象経費の4分の3以内の額
東日本大震災農業生産対策交付金事業	農業協同組合等が、平成23年に発生した東日本大震災からの農業生産の復旧等を図るために行う農業用共同利用施設災害復旧費助成事業に要する経費	対象経費の2分の1以内の額
環境保全型農業直接支援対策交付金事業	販売を目的に生産する農業者等が、環境保全効果が高い営農活動に取り組むために要する経費	予算の範囲内で定める額
葉たばこ産地育成事業	葉たばこを生産する営農集団等が行う、立ち枯れ病等の病害虫の共同防除に要する経費	対象経費の10分の1以内の額
農業生産再生対策事業	<p>農業協同組合等が、平成23年に発生した東日本大震災からの農業生産の復旧等を図るために行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1)平成24年度に繰り越された平成23年度補正予算による東日本大震災農業生産対策交付金に係る地方負担額(整備事業)</p> <p>(2)平成24年度東日本大震災農業生産対策交付</p>	東日本大震災農業生産対策交付金の交付対象事業費から当該交付金を除いた残額の内65%以内の額

	金に係る地方負担額(整備事業) (3)単独災害復旧事業費	
放射性物質吸収抑制対策支援事業	平成23年に発生した福島第一原子力発電所事故に伴い、飛散した放射能対策として行う、放射性物質吸収抑制資材の購入に要する経費(飼料作物を除く)	予算の範囲内で定める額
飼料作物等放射性物質吸収抑制対策支援事業	平成23年に発生した福島第一原子力発電所事故に伴い、飛散した放射能対策として行う、飼料作物等に対する放射性物質吸収抑制資材の購入に要する経費	予算の範囲内で定める額
郡山市民間団体等PR支援事業	風評の払拭及び地域ブランド確立に寄与するため、市内に主たる事務所を置く民間団体等が、ふくしまの恵みPR支援事業を活用し、地域の実情等に応じて農林水産物等を積極的に販売・PRする活動に要する経費	予算の範囲内で定める額
狩猟による地域環境保全対策推進事業	福島県猟友会郡山支部等が行う、狩猟期間中のイノシシ個体数調整活動等に要する経費	予算の範囲内で定める額
園芸作物緊急転換対策事業	葉たばこ等の廃作に伴う耕作放棄地の発生を防止するため、葉たばこ等からの転換作物を作付ける農業者等が機械、施設等を整備するために要する経費	対象経費の10分の6以内の額
郡山市米消費拡大推進協議会事業	郡山市米消費拡大推進協議会が行う郡山産米の販売・PR事業に要する経費	予算の範囲内で定める額
米集出荷・貯蔵拠点施設整備事業	農業協同組合等が、平成23年に発生した東日本大震災で被災した米倉庫を集約し、生産流通コストの改善を図るため、米集出荷・貯蔵拠点施設の整備に要する経費	対象経費の10分の1以内の額
鳥獣被害防止総合対策事業	郡山市鳥獣被害防止対策協議会が有害鳥獣による農作物等の被害防止施設等の整備や被害防止対策の推進に要する経費	予算の範囲内で定める額
有害鳥獣捕獲狩猟者活動支援事業	福島県猟友会郡山支部等が行う、次に掲げる事業に要する経費 (1) 狩猟者登録支援事業 (2) 鉄砲所持許可更新支援事業	対象経費の3分の2以内の額 対象経費の2分の1以内の額

	(3) 鉄砲射撃技能訓練支援事業	対象経費の2分の1以内の額
--	------------------	---------------

別表

その3 農地課

補助事業等	補助等対象事業及び補助等対象経費	補助額
農道整備事業元利補給事業	農業協同組合が農道整備事業に要する経費の一部を負担するための資金を日本政策金融公庫から借り入れて受益者に転貸した場合の当該借入資金の元利償還金	対象経費の10分の10以内の額
かんがい排水事業元利補給事業	農業協同組合がかんがい排水事業に要する経費の一部を負担するための資金を日本政策金融公庫から借り入れて受益者に転貸した場合の当該借入資金の元利償還金	対象経費の10分の10以内の額
土地改良区等育成事業	土地改良区又は共同施行者が行うほ場整備事業の維持管理償還事務等に要する経費	予算の範囲内で定める額
団体営かんがい排水事業	土地改良区又は共同施行者が行う団体営かんがい排水事業(用水路改修事業)に要する経費	対象経費の10分の1以内の額
県単土地改良事業	土地改良区又は共同施行者が行うほ場整備事業に要する経費	対象経費の10分の1以内の額
	土地改良区又は共同施行者が行う県単かんがい排水事業(用水路等改修事業)の調査設計に要する経費	対象経費の3分の1以内の額
	土地改良区又は共同施行者が行う県単かんがい排水事業(用水路改修事業)に要する経費	対象経費の10分の1以内の額
かんがい用水路改修事業	土地改良区が行う市街化区域内の農用施設(内排水路)の改修及び浚渫に要する経費	対象経費の10分の3以内の額
	土地改良区又は共同施行者が行う市街化区域外の用水路の改修及び浚渫に要する経費	対象経費の10分の1以内の額
老朽ため池等(大規模)整備事業	土地改良区又は共同施行者が県営ため池等整備事業に要する経費の一部を負担する場合の当該ため池等整備事業に要する経費	対象経費100分の5以内の額
老朽ため池等調査設計事業	土地改良区又は共同施行者が行う老朽ため池改修調査設計に要する経費	対象経費10分の2以内の額
老朽ため池等(小規模)整備事業	土地改良区又は共同施行者が県営ため池等整備事業に要する経費の一部を負担する場合の当該ため池等整備事業に要する経費	対象経費の10分の1以内の額

県営ほ場整備事業	土地改良区が行う県営ほ場整備事業の調査設計に要する経費	対象経費の3分の1以内の額
農業用揚水ポンプ改修工事補助事業	水利組合が国・県の補助を受けないで行う揚水ポンプ改修工事に要する経費	対象経費の10分の3以内の額
団体営ほ場整備事業	土地改良区又は共同施行者が行う基盤整備促進事業(区画整理)の調査設計に要する経費	対象経費の10分の7以内の経費
	土地改良区又は共同施行者が行う基盤整備促進事業(区画整理)に係る次に掲げる事業に要する経費 (1) ほ場整備事業 (2) 市管理に係る道路舗装及び水路等の整備事業	対象経費の100分の13以内の額 対象経費の10分の3以内の額
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良区又は共同施行者が行う農業用水利施設の維持管理適正化事業に要する経費	対象経費の100分の10以内の額
国営造成施設管理体制整備支援事業	土地改良区が管理する国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設の維持管理に要する経費の1.6分の0.6に相当する額	対象経費の100分の100以内の額
広域農業用施設補修事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の対象となる災害により被災した土地改良区が管理する農業用施設のうち特に公共性の高い施設を復旧するのに要する経費	対象経費の100分の65以内の額
農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業	土地改良区等が行う農業用道路横断工作物の耐震対策事業に要する経費	対象経費の100分の8以内の額
基盤整備促進事業(区画整理)	土地改良区又は共同施行者が行う基盤整備促進事業(区画整理)に要する経費	予算の範囲内で定める額
震災対策農業水利施設整備事業	地震による被災の影響が大きいため池等の農業用施設を点検・調査するとともに、災害の未然防止や被害の軽減を図ることを目的としたハザードマップの作成などの対策に要する経費	予算の範囲内で定める額
ため池等農地災害機器管理対策事業	地震による被災の影響が大きいため池等の農業用施設を点検・調査するとともに、災害の未然防止や被害の軽減を図ることを目的としたハザードマップの作成などの対策に要する経費	予算の範囲内で定める額

別表

その4 林業振興課

補助事業等	補助等対象事業及び補助等対象経費	補助額
ふるさと林産品生産推進事業	営農集団等が行う林産品生産推進事業に要する経費	事業費の100分の50以内の額
森林総合整備事業	郡山市森林組合と森林所有者が受託契約等を結ぶ次に掲げる事業に要する経費 新植、下刈、雪起し、除伐、間伐等	標準事業費の100分の10以内の額
林業構造改善事業	林業構造改善事業計画の指定を受けた木材関連業者の組織する団体が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 需要拡大推進活動事業 (2) 拠点加工施設整備事業 (3) 拠点流通施設整備事業	事業費の100分の50以内の額 事業費の100分の80以内の額 事業費の100分の80以内の額
ふくしまきのこ生産ステップアップ事業	きのこマイスター認定者が指導する3人以上のきのこ栽培者で組織する団体等が行うきのこ生産振興推進事業に要する経費	事業費の100分の40以内の額
間伐材等利用技術開発促進事業	木材関連業者の組織する団体が行う間伐材等の利用推進を図る効率的な技術開発のための推進体制の整備及び技術開発に要する機械施設等の整備に要する経費	事業費の100分の50以内の額
地域材利用実証事業	木材関連業者の組織する団体が行う間伐材等の利用促進のために行う新製品の外構部材の実証・展示に要する経費	事業費の100分の50以内の額
水源林再生支援事業	郡山市森林組合が水源のかん養、災害防止、環境緑化を図るため、森林所有者との森林管理委託契約に基づく再生林を実施するために要する経費	植栽面積10aあたり 100,000円以内の額
森林整備地域活動支援事業	適切な森林整備の推進を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による施業の実施及び集約化に不可欠な地域活動を支援するための次に掲げる事業に要する経費 (1) 「森林経営計画(仮称)作成促進」に要する経費	森林整備計画が策定されていない森林1haあたり 上限8,000円

	(2)「作業路網の改良活動」に要する経費	育成林 1ha あたり上限 5,000 円
郡山産木材利用推進事業	木材関連業者等の組織する団体が、郡山産材の利用推進を図るために行うPR活動等に要する経費	事業費の 100 分の 50 以内の額
福島県森林整備加速化・林業再生基金事業	福島県森林整備加速化・林業再生基金事業年度別事業計画の指定を受けた木材関連業者の組織する団体等が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 木材加工流通施設等整備事業 (2) 地域材利用開発事業	予算の範囲内で定める額
木材加工流通施設等復旧対策事業	木材加工流通施設等復旧対策事業計画の指定を受けた木材関連業者の組織する団体等が、平成23年に発生した東日本大震災により被災した施設の整備に要する経費	予算の範囲内で定める額